

違法な情報	権利侵害情報 <ul style="list-style-type: none"> ・名誉毀損 ・プライバシー侵害 ・肖像権侵害 ・著作権侵害等 	公序良俗に反する情報及び権利侵害に該当しない誹謗中傷情報 <ul style="list-style-type: none"> ・違法行為の請負 ・自殺を誘引する書込等 ・人の尊厳を害する情報(死体画像等) 	違法ではない情報(有害情報)
	その他の違法な情報 <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノ ・わいせつ ・規制薬物の広告等 	青少年に有害な情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アダルト ・暴力的な表現 ・出会い系サイト等 	

図1 違法有害情報分類

このうち、左上の「権利侵害情報」に属する情報とは、プライバシー侵害、名誉毀損、著作権侵害等、他人の権利を侵害する情報であり、いわゆる「被害者」が存在する。これらの「被害者」が有する権利侵害情報に関し、それ以上の権利の侵害を防ぐための救済手段が削除請求である。削除請求は、侵害された権利によりその法的根拠が異なるが、プライバシー侵害や名誉毀損等の場合は人格権に基づく差止請求が根拠とされ、著作権・商標権等の知的財産権の場合は同法に定められた差止請求権が根拠となる。また、請求の相手方も、原則は当該投稿を行った発信者自身であるが、当該コンテンツをホストしているコンテンツプロバイダに対しても、裁判上「条理上」の削除義務が認められている²⁾。

左下の「その他の違法な情報」とは、必ずしも「被害者」の存在を前提としない、社会的法益等を侵害する違法な情報である。児童ポルノ³⁾、わいせつ情報、違法薬物の広告等がこのカテゴリーに分類される。これらの情報は、そもそも発信することが法で禁止されている情報であるから、当然流通も許されるものではない。したがって、当該情報の削除が対応策となるが、権利侵害情報と違い削除請求権者というものは存在しない。一般的には、発見者等からの報告により、当該情報をホスティングしているコンテンツプロバイダ